

成立を阻めなかったが…参議院での学術会議法案審議と私たちの闘い

軍学共同反対連絡会事務局長 小寺隆幸

現在の日本学術会議を解体し、総理大臣が統制する特殊法人としての新たな日本学術会議を来年10月に設立する法律が、市民の抗議が渦巻く中で6月11日、成立した。

ニュースレター102号に5月13日の衆議院通過まで記したので、その後の動きを見ておこう。3日後の16日、東京地裁は2018年の内閣法制局文書の全面開示を求めた訴訟で、政府による黒塗りを違法とする判決を出した。2020年の菅首相による任命拒否は、1983年当時の中曽根首相の「任命は形式的だ」という国会答弁の解釈変更を根拠にしている。それは2018年に内閣府と学術会議事務局が、当時の山極学術会議会長にも極秘裡に行なったものである。その経緯を探るため立憲・小西洋之議員が、学術会議事務局が内閣法制局に送った一連の文書の開示を求めた。その結果、18年9月の文書にあった「総理大臣に拒否の権能はないものと解するのが相当」という文言が11月の文書では消え、「推薦のとおり任命すべき義務はない」と記されていることが判明した。しかしその間の文書は多く黒塗りされていたので小西議員は東京地裁に提訴したのである。

判決は「任命の根幹に関わる重要な変更を含む」もので、「法解釈や運用が整理される経緯や理由は国民に十分に明らかにされる必要があり、公益性は極めて大きい」と全面開示を命じたが、政府は控訴した。そこで参議院で立憲・石垣のりこ議員が黒塗りの理由を問うと内閣府は「未成熟な記載で…『不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれなど』に該当するから不開示とした」と答えた。

石垣議員は「過去に意思決定されたものでも、今出すことで混乱が生じるというのであれば、本当に妥当なものか。国会が行政監視をする上で、黒塗りのままでは判断できず、この開示なしに新

学術会議法の審議などあり得ない」と追及し、国会での秘密開示を要求したが拒否された。国会で確定した解釈を勝手に変え、その経緯も示さず、行政の暴走を嗜める司法の判断も無視する。国会と司法の軽視、法治主義の否定である。

今後、東京高裁で争われるこの訴訟と、東京地裁で続く任命拒否理由開示訴訟との二つを支援し、行政の横暴に対する司法の判断を求めたい。

坂井大臣の暴言（102号参照）も市民社会が見過ごしてはならない。大臣は参議院本会議で追及されると、「現行法にも同様の規定がある」「政治的中立性を疑われることがあれば、学術会議の活動に対する著しく不適当な行為に当たらないのか、学術会議が自主的自律的に適切に判断されると申し上げた」として撤回を拒んだ。しかし現行法で退職させることができる「不適当な行為」とは、犯罪、研究資金不正使用、論文のデータの改竄・捏造などで、そこに言論が含まれることはありえない。憲法21条の「言論の自由」に明確に反するからだ。判断するのが学術会議であれ首相であれやってはいけない。言論を理由に解任できると認めたこと自体が、治安維持法による思想弾圧や戦後のレッドパージを容認し繰り返すことを意味する。

「政治的中立性」も学術とは異質である。今も大多数の憲法学者は、憲法学の論理で「集団的自衛権は違憲である」と考える。これも政治的に偏ったイデオロギーとされ解任対象となるのだろうか。そもそも任命拒否自体が安保法制に反対した学者を狙い撃ちにしたパージに他ならなかった。そのパージを会員選考や解任にも貫くことが法人化の本質に他ならない。この発言を撤回させ、大臣を辞職に追い込まなければ、憲法21条「言論の自由」自体が今後蝕まれていく。

6月3日、学術会議の修正決議を踏まえ立憲が全面的な修正案を提出したが与党は審議せずに多数で押し切ろうとした。そこで4日、熟議もせず学術の将来を決めることに抗議し、任命拒否された加藤陽子さん・小沢隆一さんが田中優子法政大元総長らと、重大な決意を胸に国会前座り込みを決定され、350名の市民が激励した。9日には上野千鶴子さんや小玉重夫日本教育学会会長ら40名の学者・文化人が雨の中座り込んだ。しかし翌日の委員会で問われた坂井大臣は、なんと「外部からの不当な介入を許容しない」と答えた。学者としての真摯な訴えに耳を傾けるどころか、「不当な介入」と見なす傲慢な、学問への敬意など微塵もない政治家が学術会議を解体した。

6月11日の法律制定を受けて政府は即座に衣の下下の鎧をむき出しにした。12日、今後の学術の軍事動員の司令塔である防衛科学技術委員会設置を発表したのである。しかもあろうことか有識者懇談会やWGで法案を準備した二人が委員に参加している。上山隆大前総合科学技術イノベーション会議議員と、宝野和博物質・材料研究機構理事長である。彼らが今後新たな学術会議に。軍事研究への学者の動員を指示していくのである。

残念ながら既に大学や研究者の軍事研究への応募が激増している。今年安全保障技術研究推進制度への大学からの応募が123件あったと5月30日に発表された。2017年声明以降、年10件程度で推移してきたが、2023年は23件、24年は44件と増え、今年はさらに3倍に増えた。

この間、文科省の科学研究費は3000億円台で横ばいだが、防衛省の研究費は5年前の1600億円が今年は6400億円である。研究費が枯渇する中で多くの研究者・大学が応募し始めている。学術会議が解体されればその動きはさらに加速しかねない。だが1950年からの3つの声明は日本の科学者の世界への約束であり、今後も守り続けるよう市民が大学や研究者に訴えていきたい。

成立の翌日、学術会議光石会長は「修正に至らなかったことは非常に残念」とし、「新たな法律の下での日本学術会議のさらなる発展に向け…自ら主導する」との談話を発表した。そして6月16日に出された歴代会長6名の声明は、内閣府と闘う具体的方策を示している。(p4-6 参照) ただその実現には光石執行部が並々ならぬ決意で石破政権と対峙することが求められる。私たちはこの法律の廃棄をめざすが、当面、政権の介入を少しで



も食い止めるために、政府の横暴をチェックし学術会議の取り組みを外から支えていく。

軍学共同反対連絡会は、二月に法制化阻止のネット署名に賛同した17団体が結成した「日本学術会議の『特殊法人化』法案に反対する学者・市民の会」(事務局 大学フォーラム井原聰東北大名誉教授)の一員として取り組んできた。学者・市民の会の声明(p.3)にも記されているように、学者、市民、ジャーナリスト、教育関係者ら立場の違う者同士が互いにリスペクトし合い、学術会議執行部や会員への要請、歴代会長との連携、学協会や市民団体内部での働きかけ、国会議員へのロビー活動、メディアへの情報提供などを行ってきた。4月の学術会議総会では声をあげた会員の方々と連帯し、「人間の鎖」行動を初めて行なった。その後国会前での12回の「人間の鎖」、任命拒否当事者や学者の方の自主的座り込みの支援、4回の院内集会を行なった。参加者は延べ4000名、署名は7万筆を超えた。札幌、仙台、新潟、長野、名古屋、京都、大阪、神戸でも様々に取り組まれた。

しかし「学術会議の独立性を高めるための法人化」という欺瞞を多くのマスコミが無批判的に報じる中で、問題の本質を広く伝えられなかった。学術会議自体の方針が国会審議直前まで定まらなかったことも大きい。連絡会幹事会は1月20日声明で「学術会議は歴史に恥じない真に大局的判断をすべきである。…法人化に反対する毅然とした態度で、政権に臨むことを要請する。そのためには学術会議全会員と激論を交わし、学協会、市民の声に耳を傾け、政府の暴挙に反対する体制を整えるべきである」と訴えた(ニュース98号)。だが臨時総会が開かれず、国会審議直前の4月15日の総会で、会員の奮闘の結果全面修正を求める決議がようやくあがった。その後学協会や市民団体の反対声明が続々発せられたが、国会審議に反映させられなかった。もっと早く態度を打ち出せば流れは変わったのでは、という思いがぬぐえない。その点は今後、学術会議内の議論を待ちたい。

(「地平」8月号所収の拙稿から一部転載した。)

《日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会声明》

日本学術会議を「特殊法人」化する法律の成立にあたって

日本学術会議を「国の機関」から「特殊法人」に変えることを通じて政府の管理下に置く新たな法律が、6月11日に成立した。

私たちは、学術会議の度々の「懸念」表明にもかかわらず政府が法人化法案の国会提出を強行し、抜本的修正を求める学術会議総会決議や廃案を求める学者・市民の声を一顧だにすることなく、自民・公明・維新等が短時間の審議で採決を急ぎ、成立させたことに強く抗議する。

国会審議における政府の態度は、「任命拒否」問題との関連や法案の内容をめぐる野党議員の数多くの追及に真摯に向き合うことのない不誠実なものだった。その一方、坂井学担当大臣は、「業務に関し著しく不適当な行為」という規定が政治的理由による排除のために用いられる可能性を示す重大な答弁を行なった。看過できない答弁であり、これを放置することなく、危険なものとしてあくまでも撤回を求めたい。

内閣総理大臣が任命する監事や評価委員など、政府が管理する仕組みを何重にも設けたこの悪法に反対する私たちは、7万筆を超えるオンライン署名や4度の院内集会、「任命拒否」当事者をはじめとする多くの学者による坐り込みや継続的な「人間の鎖」など、議員や世論に働きかける最大限の取り組みを行なった。全国各地でも、国会前の行動に呼応する取り組みが展開された。

この運動の中心を担った「学者・市民の会」は、最初は少数の学者、市民、ジャーナリスト、教育関係者らの自発的な集まりだったが、「立場の違う者同士が、互いにリスペクトし合い、協業的分業で『廃案』という一つの目標に向かう新しい運動となった」と参加者が振り返ったように、新たな運動の形も生みだした。

にもかかわらず、「学術会議の独立性を高めるための法人化」という政府の狡猾なレトリックのもとで、今回の立法を許してしまったことは厳然たる事実である。

反対運動が広範な大学人を巻き込めなかったことはもとより、この問題を「他人事」と見る社会の無関心を突き崩すことができなかったのはなぜか、法案の重大な本質や法案反対の取り組みについての報道が一部のメディアを除いて低調だったこと

をどう考えるか、国会内外の連携を含め、法案に反対した野党と市民との連携は十分であったかなど、さまざまな問題点を多角的に分析し、今後の運動の糧として共有する必要がある。

新法の成立によって問題が終わったわけではない。

2026年10月の発足に向けて新組織の会員の選考や法律に肉づけを与える規則類の制定などのプロセスが今後進行していくが、これを社会の厳しい監視のもとに置く必要がある。「任命拒否」の正当性を問う情報公開訴訟も続いていく。法人化の背後には、軍事研究の歯止めとなってきた学術会議を無力化する狙いもある。戦後民主主義を逆戻りさせる今回のような動きは、戦争への道につながるものとして、どうしても止める必要がある。

私たちは、今回の運動の経験を前向きに活かし、自由で豊かな連帯を広げることによって、平和で民主的な社会の形成のために力を尽くしていきたい。

2025年6月24日

日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する
学者・市民の会

連絡先 univforum7@gmail.com

構成 17 団体

【大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム／学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団／立憲デモクラシーの会／「稼げる大学」法の廃止を求める大学横断ネットワーク／軍学共同反対連絡会／学問と表現の自由を守る会／安全保障関連法に反対する学者の会／日本戦没学生記念会（わだつみ会）／許すな！「日の丸・君が代」強制、止めよう！改憲・教育破壊 全国ネットワーク／日本科学者会議／大阪歴史教育者協議会／教育科学研究会常任委員会／改憲問題対策法律家 6 団体連絡会／安保体制打破新劇人会議／日本学術会議の任命拒否の撤回を求める中野区民の会／日本民主法律家協会（日民協）／北海道の大学・高専関係者有志アピールの会（HUAG）】

《資料 6月12日 日本学術会議会長談話》

日本学術会議法案の成立を受けて (一部省略)

(前略) そもそも、今回の組織改革にあたっては、政府と日本学術会議が互いに議論し、科学者の代表機関である日本学術会議の意見が適切に反映される形での検討が行われることが、本来のあるべき姿でした。しかし、会員任命拒否問題など日本学術会議と政府の間の信頼関係が損なわれた中で議論が始まり、日本学術会議の独立性を損なうのではないかという懸念が払拭されないまま法案が国会に提出されたことの問題については改めて指摘しておかなければなりません。

結果として法案は原案のとおり可決され、日本学術会議が求めてきたような法案の修正には至りませんでした。法案の修正を求める旨の決議を行った日本学術会議としては、国会において日本学術会議の示してきた懸念に関する審議が行われていただけに非常に残念であります。しかしながら、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会においては、それぞれの委員会を通じた審議を踏まえた附帯決議が採択されたところであり、会員の選任や科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性の尊重、必要な財政支援、日本学術会議が行う勧告、答申等の尊重等について国会の意思として明確に示されました。これらについては、今後の制度設計だけでなく、政府と日本学術会議の関係のあり方において極めて重要なものと受け止めております。そして、日本学術会議に対する指摘については、謙虚に受け止め真摯に対応いたします。

政府においても、法に基づく運用を行うに当たって、これらの附帯決議で示された内容を遵守し、会員の選任や科学的助言等、運営及び活動における日本

学術会議の独立性、自主性及び自律性の尊重、必要な財政支援、日本学術会議が行う勧告、答申等の尊重等の点を十分に踏まえて対応することを強く求めます。また、衆議院及び参議院いずれの附帯決議にも盛り込まれた、令和2(2020)年の会員任命拒否問題についての説明責任を果たすこと、日本学術会議との信頼関係の構築に努めることとされた点についても、法に基づく法令の立案や運用に当たって日本学術会議との十分な対話を行うなど、改めて政府における誠意ある対応を求めます。

法案が成立した今、日本学術会議もまた独立性、自主性、自律性を確保しながらナショナルアカデミーとしての役割を発揮していくためになすべきことをなさねばなりません。声明では、76年の歴史を有し世界の学界と連携して学術の進歩に貢献してきた日本学術会議が、これまで引き継ぎ、そして発展させてきた理念や使命が変わらず存続するよう、我々科学者自身で確認し、国民、社会に向けて誓約する必要があることを述べました。それに加え、これからも学術の振興を通じて文化を育み、平和で豊かな社会を作り、安心して生き甲斐があり、健康で文化的な国民生活の維持増進に貢献していくことを、新たな日本学術会議法が成立した今、改めて表明いたします。

そのために、新たな法律の下での日本学術会議のさらなる発展に向けて、日本学術会議においても準備、検討を開始いたします。そして、日本学術会議が自ら主導することで、日本学術会議の継続性を確保し国民や社会の期待に応える制度設計を進めてまいります。また、準備に際しては、政府とのコミュニケーションを図ってまいります。(後略)

《資料 2025年6月16日 日本学術会議歴代会長6氏の声明》

石破茂首相に対し、新日本学術会議法の成立に際し、学問の自由の保障、日本学術会議の独立性と自主性の尊重と擁護を要請する声明

梶田隆章(日本学術会議第25期会長) 山極壽一(同第24期会長) 大西隆(同第22-23期会長)
広渡清吾(同第21期会長) 黒川清(同第19-20期会長) 吉川弘之(同第17-18期会長)

2025年6月11日、参議院本会議において「日本学術会議法案」が可決され、成立した。私たち日本学術会議会長経験者6名は、同年2月18日に「石破茂首相に対して『日本学術会議法案(仮称)の撤回を求める声明』」、また国会審議中、同年5月20日に「『日本学術会議法案』の廃案を求める声明」を記者会見において発表した。政府与党は、私たちの要

請、また、科学者コミュニティと多様な市民からの大きな批判の声を一切顧慮することなく法案成立を進めた。日本学術会議は、2025年4月15日総会において、法案に基本的な懸念を確認する声明を発し、法案の修正を求める決議を行った。政府与党は、これに応答することもなかった。私たちは、日本学術会議法案がこうして成立したことに心から遺憾の意を表明

する。

私たちの法案批判は、国会審議において野党の質問によって取りあげられたが、政府答弁は、常套文句を繰り返し、誠実な問題解明の立場に立つことなく、まったく受け止められなかった。私たちの法案批判は、第1にこの法案による特殊法人化は日本学術会議の在り方に不適合であること、第2に法案にはそれを必要とする立法事実を欠いていること、第3に法案はナショナル・アカデミーの国際基準に照らして欠陥があること、第4に現行学術会議法の前文削除は日本学術会議を根本的に変質させるものであること、第5に法案は「日本学術会議管理法」案であること、第6に次期会員候補者選考方式において、現会員のコ・オプテーション制に基づく次期会員候補者選考権を恣意的に奪うものであること、を指摘した（5月20日声明）。

これらの批判は、成立した日本学術会議法にいうまでもなくそのまま妥当する。国会は、法案が厳しく批判されたことを反映して衆議院において11項目、参議院において14項目の附帯決議を採択した。ここには、日本学術会議の独立性と自主性の尊重と擁護およびそれを基礎づける学問の自由の保障に配慮する積極的な諸項目が盛り込まれ、国会審議の意義を示した。附帯決議に法的拘束力がないことは、国立大学法人法の先例に鑑みて苦い経験であるが、日本学術会議は、国会の意思として今回の附帯決議の実現を強く求めていくことが必要である。

法の成立に際して、私たちがもっとも重要だと考えることは、5月20日声明の最後に示した「日本学術会議と政府との信頼関係の再構築」である。法人化された日本学術会議は、内閣府を主務官庁とし、その長たる内閣総理大臣の監督に服する。翻って考えれば、2020年10月、現行日本学術会議法の下で、日本学術会議を所轄する内閣総理大臣が従来の法解釈を変更し、理由を明らかにすることなく6名の会員候補者の任命を拒否したことが、今回の新法の発端である。この内閣総理大臣の措置は、日本学術会議の会員選考の自主性、独立性、そしてそれを支える学問の自由の決定的侵害であった。

今回の新法による日本学術会議の法人化は、政府の説明によれば、こうした内閣総理大臣の措置を永劫になくし、日本学術会議の独立性と自主性を高め、機能強化を図るものと繰り返されている。そうであるとすれば、新たな日本学術会議法の下、日本学術会議を監督する地位に立つ内閣総理大臣は、任命拒否を行った内閣総理大臣とまったく異なる立場にあることを示し、学問の自由の保障、日本学術会議の独立性と自主性の尊重と擁護を、明確に日本学術会議と社会に対して、約束するのだからなければならない。これ

は、新法の成立に際して、政府と日本学術会議の信頼関係の再構築のために、ぜひとも必要なことである。

2026年10月の法人発足まで、日本学術会議は、多くの問題を含んだ新たな日本学術会議法の具体的運用を、日本学術会議の独立性と自主性を堅持する観点から、徹底的に議論して構築する必要がある。移行期における内閣総理大臣の権限行使、すなわち、会長による特別選考委員任命の協議の相手方となる有識者2名の指名、設立委員の指名、会長職務代行者の指名、また、通常体制の下での種々の権限行使、すなわち、内閣府評価委員会委員の任命、監事の任命、報告・立ち入り検査をさせる権限、違法行為等の是正措置指示権および行政処罰権等については、人事とあわせ実際の業務運用に関し、上記観点から内閣総理大臣の専断に委ねるべきでなく、内閣総理大臣と日本学術会議との協議が必要である。また、日本学術会議の在り方に直接かかわる会員解任制度、法定外業務従事の処罰制度等は、日本学術会議の独立性と自主性を損なうことのないように法の運用が明確にされなければならない。さらに法人発足後の最初の総会に提案される議案作成、日本学術会議の運営に係る会則の提案、従前の日本学術会議規則類の取扱い等については、内閣総理大臣指名の会長職務代行者に委ねるのでなく、現在の日本学術会議が独立性と自主性の観点から準備すべきものである。

とくに重要なことは、次期（2026年10月以降）および次々期（2029年10月以降）の会員選定についてである。新法附則によれば、私たちがすでに批判の論点としたように、会長が内閣総理大臣指名の2名の有識者と協議の上任命する「候補者選考委員会」（次々期については常置の「会員候補者選定委員会」委員として）が実質的選考を行うこととされ、現会員のコ・オプテーション制に基づく会員候補者選考権が奪われる恐れがある。しかしながら、この「候補者選考委員会」は、新法附則にしたがえば、現会員の就任を排除しておらず、また、予測される政令によって同委員会の下におかれる会長任命の「専門委員」についても同様である。したがって、会長は、新法においても移行期が終わる2032年10月以降保障されている現会員による次期会員の選考というコ・オプテーション制を持続的なものとするため、「候補者選考委員会」および「専門委員」の現在の会員からの任命を積極的に進めるべきである。また、新法附則によれば、「候補者選考委員会」の選考結果は、現在の日本学術会議幹事会の議を経て、総会の承認をえるものとされる。総会の承認は、法人としての日本学術会議の立ち上げを左右するものであり、日本学術会議の協力なしには、次期日本学術会議は成立しない。内閣総理大臣にとって日本学術会議との信頼関係の最構

築が必要であることは、いうまでもないことである。

日本学術会議は、その独立性と自主性を堅持するため、以上のような活動とその結果を適時に広く社会に公表し、その支援を求めながら、日本学術会議の新法運用に関する提案につき内閣総理大臣と協議し、

合意を目指すべきである。私たちは、日本学術会議があらゆる可能性を追求して独立性と自主性を堅持するため粘り強く活動することを期待し、石破茂内閣総理大臣がこれに応答しつつ、学問の自由の保障、日本学術会議の独立性と自主性の尊重と擁護を日本学術会議と社会に対して約束することを強く要請する。

《資料 日本学術会議法案に対する附帯決議 参議院内閣委員会 6月10日》

政府及び日本学術会議は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一

政府は、令和二年の会員任命拒否問題について、改めて国民への説明責任を果たし、国民の信頼を得よう努めること。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があったことを踏まえ、誠意を持って日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。

二

政府及び日本学術会議は、我が国及び世界が直面する社会課題、政府とアカデミアとの関係性その他の多面化・複雑化する学問の自由に関わる諸問題に対し絶えず真摯に向き合い、それぞれの役割・責務を果たすよう努めること。

三

政府は、会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質及び役割を十分に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること。

四

政府は、日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたことを尊重すること。

五

政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

六

政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の理念と実務の連続性に配慮すること。また、設立時の会員の選考について、コ・オペレーションの理念を尊重すること。

七

政府は、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を萎縮させることがないよう、新法運用に関する提案につき内閣総理大臣と協議し、日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行うこと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に

記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、ナショナルアカデミーとしての活動の中立性に留意しつつ民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。

八

政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

九

政府は、内閣総理大臣が任命する監事、日本学術会議評価委員会及び設立委員の権限が不当に拡大し、特に日本学術会議の活動の学術的な内容・価値に立ち入らないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命し、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べるができる者を任命すること。

十

政府は、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出につなげる。また、日本学術会議は、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その政策提言機能を強化すること。あわせて、政府は、日本学術会議が行う勧告、答申等について、その趣旨を尊重すること。

十一

政府は、内閣府に置かれる日本学術会議評価委員会の全ての議事録の公表、内閣総理大臣による本法に基づく権限の意思決定過程等に関する文書の適切な作成・保存等、日本学術会議の組織及び運営一般に関する内閣府の事務の透明性向上に努めること。また、日本学術会議は、役員会、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体の全ての議事録の公表、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性向上に努めること。

十二

政府は、内閣総理大臣が施行日前に会長職務代行者を指名するに当たっては、特にその公正性及び中立性が

確保されるように配慮すること。

十三

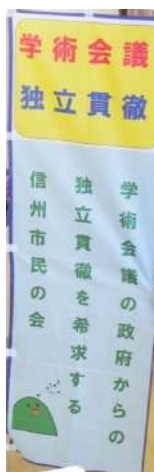
政府は、日本学術会議の更なる機能強化に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。

ドキュメント 参議院段階での「学者・市民の会」の闘い

法案が衆議院を通過した5月13日までは102号参照。その後の取り組みの概要を紹介する。

《各地の創意的な取り組み》

17日に「学術会議の政府からの独立貫徹を希求する信州市民の会」が幟旗を立てて街頭行動を開始。また22日には諏訪在住の板垣雄三東大名誉教授はじめ松本、上田、安曇野の大学人14名が「私は、今、【学術会議法人化法案 廃案】を求めて声を上げます」という1行声明を発し賛同を募った。さらにそれを見て写真家・石川文洋氏ら諏訪の14名の方々が「私も【学術会議法人化法案 廃案】を求めて声をあげます」との声明



十四

政府は、本法の規定について施行後六年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む活動の独立性や自主的・自律的な運営に向けた取組などに留意すること。右決議する。

を発し、諏訪市民の賛同人を募っている。学者の取り組みが、市民の地域の取り組みへ発展した。

北海道、仙台、名古屋、関西でも集会・スタンディング・署名・声明公表などの取り組みが進む。

18日には神奈川県民センターで福田護弁護士を招いて学習会が開催された。

《総がかり行動が協賛に！新チラシ作成》

参議院での審議予定の情報が伝わってきた。5月28日水曜に本会議で趣旨説明と質疑がなされ、内閣委員会審議は5月29日木、6月3日火、5日木、10日火。そして5日または10日に採決が想定されているとのこと。5月3日以降配ってきたチラシを



日本学術会議を解体し、政府が統制する特殊法人とする法案が自民・公明・維新の賛成で衆議院を通過してしまいました。学術会議は憲法23条「学問の自由」を支えるために、日本の学者を代表する機関として1949年に結成され、76年間政府から独立して活動してきました。それを解体する法案に対し、学術会議は抜本的修正を求め、多くの学協会も反対しています。学術のあり方は日本の将来を左右します。一旦立ち止まり廃案にした上で、今後熟議を尽くし、学術界が納得する合意を創り出すべきです。そのために国会前「人間の鎖」への参加を訴えます。

「任命拒否」を正当化し、排除を制度化する法案！

この発端は2020年の菅首相による6名の会員の任命拒否でした。理由を言えないのは政府を批判する学者の排除だったからです。学術会議が抗議すると、当時の下村自民党政調会長は「防衛省の研究を認めないなら行政機関から外れるべきだ」と問題をずらし、その年の12月に自民党は学術会議法人化を提言しました。それがこの法案のもとです。

「国の機関でなくなれば独立性が高まる」というのはまやかashi！

学術会議の活動全般を首相任命の「監事」と「評価委員会」が監督・評価し、さらに財界を含む外部委員が会員の選定や運営に助言するなど、学術会議の独立性・自律性は完全に失われます。とりわけ法人化の最初の会員選考にも首相の意向が反映する仕組みが作られます。

また今は国が負担すると定められている財政も、法人化されれば政府が必要と認める金額しか補助しません。政府を批判するような活動は資金面からも抑えられます。

さらに衆議院の審議で坂井大臣は「特定なイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は解任できる」と答弁しました。政府の政策に反対する発言も党派的として解任できるのです。これは憲法21条「言論の自由」に反する重大な発言で、坂井大臣は撤回し辞任すべきです。

日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会

学術会議の「特殊法人」化に反対する署名呼びかけ団体 <https://chng.it/h5SRtCDBDK>
事務局 大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム

大学に軍事研究をさせるな！

学術会議は科学が戦争に動員された反省から、1950年と67年に「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」と声明しました。2017年に大学などで軍事研究を行なう新たな制度への慎重な対応を求める声明を出しました。それに激怒した軍拡派が学術会議つぶしを始めたのです。とりわけ今、政権は米国との軍事一体化を図り、また死の商人国家になるために、英伊との戦闘機共同開発やAIを組み込んだ最先端兵器開発に膨大な予算を投じています。他方で大学の予算を削り、研究費が枯渇する科学者を軍事研究に動員しようとしています。学術会議がなくなれば大学がどこまで抵抗できるでしょうか。

学問の統制⇒思想統制⇒戦争？

1933年、京都帝国大学の滝川幸辰教授はトルストイの「犯罪は国家の組織が悪いから出る」という言葉を紹介しただけで大学から追放されました（滝川事件）。それを機に大学の自治は破壊され、自由主義的思想や宗教などへ弾圧が広がり、人々は真実を知らされないまま37年に中国への侵略戦争が始まったのです。学問の統制を突破口に、思想、宗教、表現の自由を奪い、戦争へと突き進んだ歴史から今こそ学ばねばなりません。

ネット署名を広げてください

<https://chng.it/h5SRtCDBDK>

多くの学協会が反対声明を出しています。下記でご覧いただけます。

<https://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/scjinforporation2025/>



**学術会議解体法案を廃案に
暴言の坂井大臣は辞任せよ！**

**人間の鎖 ヒューマンチェーンで
学術会議の独立を守ろう！**

**国会へ 国会へ 国会へ
集まろう！**

憲法の保障する、学問の自由・市民の自由の危機に、立ちあがろう！

5月28日(水)12時～13時
5月29日(木)18時半～19時半
6月3日(火)18時半～19時半
6月5日(木)12時～13時
6月10日(火)12時～13時

衆議院 第2議員会館前
最寄駅:東京メトロ
国会議事堂前駅、永田町駅

委員会採決など重大局面では
国会包囲を目指します
全国各地でも、同時刻に人間の鎖も含む一斉行動を！

主催：日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会
実行委員会：特定なイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員を解任せよ！
協賛：戦争させない・9条を守ろう！総がかり行動実行委員会/安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合/九条の会

誰でも参加できます！ SNSで大拡散を！ #日本学術会議への介入に反対します

大幅に直して新チラシを作成。新たに「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」「九条の会」が協賛団体として加わった。ちらし 7300 枚を作成し全国に送付、5 月 20 日より配布を始めた。

《海外署名》

多羅尾、隠岐、栗田先生らが署名を英訳しサイトに投稿。海外の研究者からも賛同署名が寄せられた。

《5 月 20 日 歴代会長 6 名が声明発表 記者会見》

「『日本学術会議法』案の廃案を求める」

2025 年 5 月 20 日

(前略)

参議院での審議の開始に際して、2 月声明を踏まえあらためてこの法案の廃案を求める。以下にその理由を示す。

1 <特殊法人化の不適合性について>

今回の法案は、1948 年制定の現行日本学術会議法に基づき、日本学術会議が国の機関として、経費の国庫負担、また職務の独立性を保障されているにも拘わらず、同法を廃止し、主務官庁の長として内閣総理大臣が監督する特殊法人に切りかえるものであり、独立に政府等に科学的助言を行うというナショナル・アカデミーとしての日本学術会議の使命遂行に照らして、そもそも不適合な立法措置である。このことは、政府による科学の独立性の軽視と科学の手段化を深く憂慮させるものであり、認めることができない。

2 <立法の必要性について>

今回の法案は、2004 年法改正による日本学術会議の大きな改革の後、同改正の附帯決議の要請の下、改正後 10 年の見直しを行った「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議（内閣府科学技術政策担当大臣設置）（2015 年 3 月 20 日）」が示した結論、すなわち「国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待されている機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい」について、これを覆し法案を成立させるべき新たな必要性を、日本学術会議のこの間の運営および活動に即して根拠づけることなく提出されたものであり、立法事実を欠くものである。

3 <ナショナル・アカデミーとしての国際基準と評価について>

今回の法案は、日本学術会議が「日本学術会議のより良い発揮に向けて」（2021 年 4 月 22 日）において、改革検証基準としたナショナル・アカデミーの 5 要件を充たすものとなっていない。これについて 2025 年 4 月 15 日に開催された日本学術会議総会

は、声明と決議を採択して、大きな懸念を表明し、国会審議における法案の抜本的修正を求めている。この 5 要件は、国際的に見てナショナル・アカデミーの共通の要件と考えられるものであって、法案の成立は、科学者の国際的なコミュニティにおいて否定的な評価を受けるであろう。ナショナル・アカデミーと国際的学会によって組織される国際学術会議は、この間、日本政府による日本学術会議への介入を危惧し注視している。

4 <前文の削除について>

今回の法案は、現行日本学術会議法の前文を削除するが、これについて前文が現在の法律の形式になじまず、また、法案の目的規定に前文の趣旨が活かされていると説明されている。ただし、現行法律に前文を付けることが一律に排除されているわけではない。前文の「科学者の総意の下に」設立という文言は、日本学術会議の自律性・自主性を根拠づける最重要の規定であるが、法案の目的規定には取り込まれていない。日本学術会議の歴史的意義と使命を述べる前文の削除は、明らかに、日本学術会議を特殊法人として内閣総理大臣の監督の下におく法案の狙いに相応し、日本学術会議を根本的に変質させるものであり許されない。

5 <「日本学術会議管理法」案であることについて>

今回の法案は、内閣総理大臣が日本学術会議の活動を「業務」として管理するためのものである。管理の手段は、計画と評価のシステムであり、6 年の中期的な計画、それを踏まえた年度計画の作成、年度毎の自己点検・自己評価の実施、自己点検・評価報告書の作成、提出というプロセスが規定され、内閣府に設置される日本学術会議評価委員会が入口と出口において意見を述べる権限を持つ。評価意見は、内閣総理大臣にただちに通知され、日本学術会議は次期の取組みにこれを反映しなければならない。また、内閣総理大臣が任命する 2 名の監事は、日本学術会議の役員として業務と財務を全面的に監査し、かつ、日本学術会議、役員、会員または職員の「不正の行為」等の摘発にあたる。さらに内閣総理大臣は自ら監督者として種々の監督権限（処罰権限を含む）を行使できる。このような制度は、日本学術会議の独立性、自主性の強化という法案の喧伝とは真逆の事態を生む。

6 <日本学術会議の人的連続性について>

今回の法案は、会員選考につきいわゆるコ・オペレーション制（現会員による次期会員の選考制度）を引き続き採用するにも拘わらず、現会員 204 名の次期（第 27 期）、次々期（第 28 期）の会員候補者選考権を否認している。次期（第 27 期）会員候補者選考は、現会長が内閣総理大臣の指名する 2 名の科学者と協議して任命する特別の選考委員会（10 ないし 20 名）が行うとされる。さらに新法人下の第 28 期

会員候補者選考も、異例のことにこの特別選考委員が「会員候補者選定委員会」委員として行うとされる。このような特別の方式を採用することについての政府の説明はあいまいであり、現会員の会員候補者選考権を恣意的に奪っていると言わざるをえない。7<日本学術会議と政府との信頼関係の再構築について>

衆議院の附帯決議は、第1項で政府に対して日本学術会議との信頼関係の構築に努めることを要請している。今回の法案は、日本学術会議によって大きな懸念が示され抜本的修正を求められている。日本学術会議のこの要請に応えることなく法案が成立することになれば、政府と日本学術会議の溝は、いっそう大きくなるであろう。日本学術会議の独立の科学的助言は、政府のみならず、社会そして市民にとっての重要な判断に際して役割を果たしうるものであり、民主主義社会に不可欠のものである。国会は、今回の法案を廃案とし、政府と日本学術会議の信頼関係の再構築への道を開くべきである。

《5月20日夜 緊急院内集会開催 声明発表》

参加者200名 発言されたのは梶田隆章学術会議前会長、広渡清吾同元会長、加藤陽子東大教授、藤田祐子日弁連副会長、長谷部恭男早大教授、田中優子法政大元総長、隠岐さや香東大教授、そして学生と院生の方、立憲、共産、社民、れいわの参議院議員の方々、そして次の声明を発表し、佐藤学東大名誉教授が閉会の挨拶をされた。

Choose Live Project による映像を見てほしい。
<https://www.youtube.com/watch?v=8hi3BOcOLVE>

緊急声明：民主主義を破壊する「日本学術会議法案」の徹底審議と廃案を！—思想信条差別答弁の撤回および坂井担当大臣の辞任を求めます—

「日本学術会議法案」が、抜本的修正を求める学術会議を無視して、わずか14時間の委員会審議で衆議院を通過し参議院での審議が始まろうとしています。

衆議院での審議の過程では、一部の議員が法案審議の場を乱用する形で、学術会議の沿革・歴史に対する根拠なき中傷や会員・元会員に対する一方的個人攻撃を行ない、法案提出責任者である坂井担当大臣がこれを制止するどころか、むしろ便乗・呼応して、「特定のイデオロギーや主張を繰り返す会員は今度の法案では解任できる」と答弁するという重大な事態が生じました。

今回の法案で新たに設けられた会員の「解任」に関する規定や「罰則」規定が、実は思想信条による選別・排除のために用いられ得ることを暴露したものと いえます。これはもはや「学問の自由」、あるいは

学術会議に関する政府の介入強化という問題の域を超えた、人権や民主主義の根幹に関わる事態と言えます。

このような法案の成立、あるいはそれ以前にこのような答弁が政府により国会でなされること自体が、民主主義にとっての重大な脅威であり、許されません。特定政党・個人への攻撃を行なうことで議場内に恐怖と萎縮を引き起こし、政党間にも分断を持ち込もうとする議員の言動と、これに呼応する坂井大臣の答弁は、ほとんど全体主義やファシズムの到来を予見させるものでさえありました。坂井大臣は答弁を撤回し、辞任すべきであり、その実現のため、国会は党派を超えて立ち上がるべきと考えます。

学術会議を解体し、その独立性・自律性を奪って政府の意のままになる機関にしようとする今回の法案は、学問の自由、ひいては私たちの社会の民主主義の根幹を脅かすものです。私たちは本法案に断固反対し、廃案とするため、以下を求めます。

1. 坂井大臣の答弁の撤回、および辞任を国会が党派を超えて求め、実現すること。
2. 石破総理は坂井氏を罷免すると共に、学術会議法に基づく本来の所轄大臣として本法案をめぐるすべての審議に出席・答弁し、学術会議の立場を真摯に受け止めて学術会議会長、歴代会長、学協会等の関係者との面談・協議に応じること。
3. 参議院での審議において本法案の内容・手続き両面にわたる問題点の徹底的検証が行われること。学術会議の同意を欠いたまま提出、強行することはそれ自体が学術会議の独立性の侵害であり、学術会議法違反であることを確認すること。
4. 本法案に至る、学術会議に対する政府の度重なる介入・圧力の出発点である2020年のいわゆる「任命拒否」事件の真相・背景を徹底的に追及し、必要資料提出、証人喚問等を求めること。それにより、2020年以来の政府による学術会議に対する介入のたくらみの全貌を明らかにし、今回の法案が全く受け入れ難いものであることを確認すること

「日本学術会議法案」を廃案に！

学問の自由、ひいては平和と民主主義を守るため、すべての政党が自覚を新たにしてい党を超えて立ち上がることを求めると共に、研究者、学協会、文化・芸術団体、そしてすべての市民が声を上げることを呼びかけます。

2025年5月20日 日本学術会議「特殊法人化」
 法案に反対する学者・市民の会

《5月21日 東北大学内キャンパス16名が訴え》

宮城では宮城県教職員組合協議会（東北大学教職員組合、宮城教育大学教職員組合、宮城大学教職員組合、

宮城県高等学校・障害児学校教職員組合、宮城県教職員組合、宮城私立学校教職員組合連合) が4月に「日本学術会議法案」の即時撤回・廃案を求める声明を発し、取り組みを進めてきた。5月21日の行動では宮城教育大教員も発言し学生も熱心に聞いていた。



【5月23日 国会ロビー活動、日弁連の動き】

立憲・共産・れいわ・公明の内閣委員始め主だった参議院議員30名ほどの部屋を4名で回り、秘書の方に資料を渡し、要請した。あわせて立憲小西議員が行なった16日の地裁判決についての記者会見に参加した。

またこの日、日弁連を構成する52弁護士会の半数が法案反対決議をあげたという知らせが入った。さらに拡大し続けている。大学フォーラムのサイトには連日のように学協会や市民団体の新たな声明が寄せられている。

【5月25日 学者・市民の会、更なる行動へ】

6月3日(火)に署名提出および院内集会を、議員会館前「人間の鎖」行動と同時並行で実施することを決定した。この院内集会では、様々な市民運動関係者、宗教者、文化人の方々に発言していただくことを検討した。例えば次のような意見が出された。

「これまで学術会議が政府から独立だったからこそ、フェミニズム・ジェンダー研究に基づいて提言してきた。2020年9月には提言「性的マイノリティの権利保障をめざして」が出され、それを理論的根拠としたLGBT差別禁止法は2021年に上程寸前までいった。しかし自民党保守派により妨げられ、理解増進法という骨抜き法律が2023年に成立した。学術会議が法人化されれば、政府はフェミニズム・ジェンダー研究の成果もねじ曲げることが危惧される。トランプ政権がまさに今やっていることで、この研究でも政府からの独立性が何よりも重要だ。」様々な課題に取り組み市民に、学術の問題が自分たちにも関わると考えていただくことが鍵になる。

【5月28日 参議院で学術会議法案審議が始まる】

午前10時からの本会議で法案趣旨説明と各党質疑がなされた。石川大我(立憲)柴田巧(維新)竹詰仁(国民)井上哲士(共産)が質問。参議院テレビで見ることができる

<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

坂井大臣が、石川議員への答弁で、立法事実に関

ることとして「少なくとも一部の人たちが特定の傾向の人たちを排除するような選考を行ってきたという懸念が生じており、この懸念を払しょくするために直ちに会員選考方法を改める必要がある」と発言。そもそも右派を排除する会員選考など一切行われていないことは衆議院の参考人質疑で梶田前会長が明確に述べている。根拠のない憶測を振りまき、立法事実の後出しを行うこと自体許されるものではない。

【5月28日参議院での廃案を求める国会前行動】

本会議の審議がまだ続いている12時から200名



が国会前に集まり、人間の鎖を作って廃案を訴えた。発言者は順に片岡洋子教育科学研究会委員長、高田健許すな!憲法改悪・市民連絡会共同代表、黒田兼一明治大学名誉教授、隠岐さや香東大教授、上野千鶴子元学術会議会員、井上哲士議員(共産)、大橋裕子議員(社民)、赤井純治新潟大学名誉教授、福島瑞穂議員(社民)、久保木太一自由法曹団、栗田禎子千葉大教授、石川大我議員(立憲)杉原浩司武器取引反対ネットワーク代表。発言内容は下記をご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=OL1jX8xljX4>

なお4月14日から6月11日まで、毎回大きなスピーカー2台をカートに乗せて千葉から運んでくださったボランティア太田光征さんの協力がなければ、国会前行動は実現できなかった。小さなスピーカーでは最大450名の参加者に発言を届けることはできない。さらに太田さんは毎回映像を撮り、翌日にはYoutubeにアップしてくださった。それを見て参加された方も多い。上記も太田さんの映像である。



《5月28日 北海道大で昼休み宣伝行動》

北海道大学での宣伝・スピーチに 20 人近くが参加しチラシ 250 枚を配布した。受け取って内容をたずねる学生もいた。

《5月29日 参議院内閣委で2017 声明の質疑》

自民党山谷えり子参院議員が、学術会議 2017 年声明が「安全保障技術研究推進制度」の応募に影響したかと質問。防衛装備庁松本恭典技術戦略部長は「必ずしも声明の影響だけではないが、当該制度について依然として応募に慎重な主要大学が存在している」と回答。装備庁も各大学の主体的判断を頭から否定する答弁はなしえなかった。そこで山谷議員は学術会議の光石衛会長にデュアルユースについて質問したが、「従来のようにデュアルユースとそうでないものとに単純に二分することはもはや困難」という 22 年の梶田前会長の文書を読み上げたのみで、山谷議員は「その考え方を徹底していただきたい」ということしかできなかった。だがこの 22 年文書は軍事研究を認めたものでは全くなく、その当時から「軍事目的の研究についての立場に変更ない」と学術会議は説明している。詳しくは本ニュースレター 69 号 (2022.8.29) を参照されたい。

《5月29日 18時半から国会前「人間の鎖」》

発言者（敬称略）：杉原浩司、赤井純治、鈴木敏夫子どもと教科書全国ネット 21 事務局長、大沢真理安全保障関連法に反対する学者の会運営委員、小川良則解釈で憲法 9 条を壊すな！実行委員、栗田禎子 <https://www.youtube.com/watch?v=jSlnRUmZUHM>

《5月29日 早稲田大学で集会》

国会前行動と同時に早稲田大学で市民も交えた集会が行われた。隠岐さや香東大教授が「日本学術会議法案の問題点を考える～科学史・アカデミー史の視点から」を講演され、吉田文日本学術会議第 1 部長らが発言された。「現行の日本学術会議法を廃止し特殊法人として「日本学術会議」を新設する法案に反対する早稲田大学教職員・早稲田大学関係者有志の声明」に早大教職員 171 名と関係者 68 名が賛同された。

《6月3日 参考人意見と質疑が行われた》

法案賛成の立場で上山隆大政策研究大学院大客員教授と相原道子横浜市立大名誉教授が、法案反対の立場で川嶋四郎同志社大法学部教授と吉村忍東大名誉教授が意見を述べられた。参議院テレビで見ることができる。川嶋氏の発言の最後だけ紹介する。

「大切なことは、御用学者じゃなく、科学者の科学者による全国民、人類社会のための日本学術会議が消え去らないことで、そのために、日本学術会議は法案の修正を強く求めています。最後にルソーの社会

契約論のメッセージをお伝えしたい。もろもろの国民に適する社会についての最上の法を見付けるためには、優れた知性が必要です。その知性は、人間の全ての情熱をよく知っていて、しかもそのいずれにも動かされず、私たちの性質を知り抜いていながら、それと何らのつながりも持たず、自らの幸福が私たちから独立したものでありながら、それにもかかわらず私たちの幸福のために心を砕き、最後に、時代の進歩のかなたに光栄を用意しながらも、一つの世紀において働き、後の世紀において楽しむことができる、そういう知性でなければならない。我らと我らの子孫のために、学問の自由がもたらす恵沢を確保し続けることができるように、良識の府の皆様方の知性がここで発揮されることを心から期待をいたしております。」

川嶋氏の発言の一部を右からご覧ください。



《6月3日 立憲民主党 修正案提出》

この日、立憲民主党は、学術会議総会の決定を踏まえ、学術会議の独立性の明記、新会員選定時に意見を述べる外部有識者の選定助言委員会の規定の削除、安定した財源確保などの修正案を参院内閣委員会に提出した。政府与党に修正に応じる意思が全くない中での根本的な修正案提出は、学術会議総会決定を無視し、短時間で審議を打ち切る動きに抗して、何が問題かを突きつけて審議を尽くさせ、時間切れ廃案に持ち込む狙いもこめられていた。

《6月3日 学問の自由を守れ！「日本学術会議法案」の成立を許さない緊急院内集会 5:45-8:00》

発言者：広渡清吾（日本学術会議元会長）金平茂紀（日本ペンクラブ言論表現委員会委員長）竹信三恵子（和光大名誉教授）永田浩三（武蔵大名誉教授）森達也（映画監督）山崎正勝（東京工業大名誉教授、日本パグウォッシュ会議）栗田禎子（千葉大教授）○リレートーク 佐野元昭・昭代（東大院生）平良愛香（平和を実現するキリスト者ネット）江上彰（日本山妙法寺）片岡洋子（千葉大名誉教授、教育科学研究会委員長）○メッセージ紹介 上野千鶴子（東大名誉教授）杉田敦（法政大教授）吉田千亜（フリーライター）明日香壽川（東北大教授）海外から 2 人。こぼと通信による映像をご覧ください。

https://youtu.be/zjlQZMn_sjA なお軍学共同に関わる杉田敦氏のメッセージだけ次に紹介します。

《6月3日 院内集会への杉田敦氏のメッセージ》

日本学術会議「法人化」と学術の動員

杉田敦（法政大学教授・日本学術会議元会員）

現在国会で審議中の、日本学術会議「法人化」法案は、自由であるべき学術研究を萎縮させ、学術研究を国家意思によって動員する方向性を一層進めるものです。

私は、第23期（2011-2017）の学術会議会員であり、第一部（人文・社会系）の部長等を務め、また、「安全保障と学術に関する検討委員会」の委員長として、2017年声明の取りまとめにあたりました。

2020年の6名の会員任命拒否には前史があり、2016年の補欠選考の際には、すでに官邸からの不当な介入が始まっていました。私は学術会議幹事会の一員として、当時から、公表してその違法性を広く訴えるべきだと主張しましたが、それは受け入れられませんでした。

2017年声明は、学術会議が1950年、1967年に発出した軍事研究に否定的な声明を継承した上で、学術研究の発展にとって何より重要なのは、「研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性」であるとし、それらの条件が満たされにくい軍事研究に対する警戒を訴えたものです。

上記の通り、介入はすでに2016年には見られたので、この声明は政府による介入の「きっかけ」とは言えません。それはむしろ、この頃から政府が特に推進してきた一つの大きな流れ、すなわち、研究の「自主性・自律性・公開性」を尊重せず、国家の定めたテーマで、閉ざされた空間で研究させるという、学術の国家動員の流れの一環であったと思います。学術会議の内部にもそれに呼応する考え方は当時から存在していました。2017年声明は、徹底した審議の結果、学術にとっての「自主性・自律性・公開性」の重要性を確認しましたが、任命拒否事件、そして今回の法案によって、改めてそれが攻撃されているのです。

日本学術会議は、学術の国家動員に対する戦後の科学者らの反省に基づいて設置されました。会員選考・財政・運用などあらゆる局面で政府が介入できるようにする今回の法案は、その反省の意味を失わせ、この国を新たな「戦前」に引き戻すものと言わざるを得ません。

《6月3日 議員会館前で雨の中「人間の鎖」》

院内集会と同時に、雨の中100名ほどで集会。中の発言もスピーカーで聴きながら、市民8名が発言。「これはおかしいと私にも思える」という若者、メディアにもっと報じるよう要望しよう、などましようという意見など、それぞれの思いを訴えられた。最後に院内集会の方も合同で200名で人間の鎖を作り、声を上げた。太田光征さんの映像をご覧ください

<https://www.youtube.com/watch?v=FzWeZTbDlKA>

《6月4日 任命拒否当事者の座り込み》

17時からの座り込みに350名の市民が応援に駆けつけた。こばと通信の映像をご覧ください。

https://youtu.be/F_pBv3tesnc



座り込まれた方：任命拒否当事者である加藤陽子東大教授と小澤隆一東京慈恵会医科大学名誉教授、応援に駆けつけられた隠岐さや香東大教授、田中優子法政大元総長、大沢真理東大名誉教授、小森田秋夫東大名誉教授、福田護日弁連憲法問題対策本部副本部長、金平茂紀日本ペンクラブ言論表現委員会委員長、米倉洋子弁護士（学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める弁護士事務局長）、任命拒否された芦名定道京都大名誉教授からはメッセージが寄せられた。

《6月5日 国会前「人間の鎖」》

炎天下で220名もの方々が参加。日本山妙法寺の僧侶、キリスト者平和ネットの方々も毎回参加。



新たな発言者は千葉庫三国立天文台OB有志の会、成田隆浩さん（JR 東海労組）、山鹿徹東京私大教連副委員長ら。太田さんの映像をご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=6WE65cPYJEI>

《6月9日 参議院ロビー活動》

午後立憲、れいわ、共産の各議員事務所に要請。立憲参議院の石垣、石川議員らはなんとか法案を阻止しようと鋭い質問をされているが、立憲執行部は絶対阻止の立場に立っているだろうか。温度差がある。そこで参議院内閣委員会の野党筆頭理事である木戸口議員はじめ執行部の部屋をまわり、自民党が審議打ち切りを提案する際には委員長解任決議案を出して抵抗してほしいと要請した。議員本人には会えず秘書と話したが、残念ながら最後まで抵抗する姿勢は感じられなかった。全国から私たちが呼びかけた要請のFAXは膨大に届いているとのことだった。共産やれいわの事務所では議員本人とお会いでき、委員会での質問についても話し合うことができた。

《6月9日 国会前学者・文化人40名座り込み》

4日に続き、学者・文化人40名が霧雨の中座り込まれた。市民350名が見守った。座り込まれた方全員に一言ずつ想いを語っていただいた。



(発言順)：藤井たけし東京外語大教員、瀧草次城西国際大元教授、西出朱美和光大准教授、岩本陽児和光大教授、片岡洋子千葉大名誉教授、浅倉睦子早大名誉教授、行田稔彦日本生活教育連盟委員長、三石初雄東京学芸大名誉教授、崎山比早子福島原発事故国会事故調委員、栗田禎子千葉大教授、小森田秋夫東大名誉教授、小沼通二慶応大名誉教授、上野健爾京大名誉教授、前川喜平元文部科学事務次官、野島博之予備校教師、上野千鶴子東大名誉教授、本田由紀東大教授、小玉重夫日本教育学会会長・白梅学園大学学長、日野川静枝拓殖大名誉教授、ひびきみか舞踏家、志田陽子武蔵野美術大教授、池田香代子ドイツ文学翻訳家、五野井郁夫高千穂大教授、乾彰夫東京都立大名誉教授、黒田兼一明治大名誉教授、隠岐さや香東大教授、猶原和子江戸川大名誉教授、清水雅彦日本体育大教授、増田正人法政大教授、佐藤文広立教大名誉教授、高原孝生明治学院大学国際平和研究所元所長、前島康男東京電機大学元教授、坂内博子早大先進理工学部教授、晴山一穂福島大名誉教授、小沢隆一東京慈恵会医科大名誉教授、石黒正人国立天文台名誉教授、小寺隆幸京都橘大元教授、なお金平茂紀日本ペンクラブ言論表現委員会委員長と吉田千亜フリーライターのお二人は最初から座り込まれたが所用で退席され発言は収録されていない。太田さんによる映像

<https://www.youtube.com/watch?v=Yhs0MJiZiD0>

朝日の記者が取材され、朝日デジタルにかなり長文の報告を掲載された。翌日の紙面に乗らなかったことは残念だが、このように座られた方々の思いを報じたメディアがいたことも記録しておきたい。ごく一部を転載する。

「上野千鶴子・東京大名誉教授ら、法案に反対する研究者らが9日夜、国会前で座り込みを行った。…上野さんは、米トランプ政権による学問への攻撃を例に挙げ、「学者の世界はお互いに異論を言って発展するが、権力者はよほど異論が嫌いなのか。対岸の火事ではなく、日本でも同じことが起きている。廃案し

かない」と呼びかけた。前川喜平・元文部科学事務次官は「元役人の立場から見ても、この法案は学術会議をなきものにする、命を奪うようなものだ。学術会議を政治の支配のもとにおき、独立性を奪うための法案だ」と怒りを込めた。…小森田秋夫・東大名誉教授は、「国会審議は極めて貧弱で、責任は政府側にある。審議を打ち切り、採決に進むことは許されない」、「残念ながら法案が通ってしまっても、ネオ学術会議とでも呼ぶべきものを組織化する動きがすぐに始まる。プロセスを監視する必要がある」と訴えた。」

《6月9日 京都でもスタンディング》

京都でも任命拒否された松宮孝明立命館大教授を含む25名がスタンディングを行なった。



《6月10日内閣委員会で採決》

午後1時、日本学術会議法案が参議院内閣委員会で自民・公明・維新の賛成で採決された。

午前10時からの審議では、冒頭に立った立憲の石垣議員から3点の鋭い追及がなされた。まず学術会議会員45名からの坂井大臣あての要望書が出され、今朝大臣に渡したことが明らかにされたが、坂井大臣は学術会議の正式な意向ではないと無視した。光石会長も法案は学術会議との合意抜きで出されていると語られたが、大臣は法案成立後にコミュニケーションをとるとして、法成立以前の話し合いを拒否した。学術会議の意向がどうであれまず法案を成立させるという、学術界へのリスペクトを全く欠いた政府の姿勢が改めて明らかになった。

第二に石垣議員は、任命拒否理由が開示されなければ本法案での会員推薦に司法が出ると、その矛盾を衝いた。光石会長も任命拒否理由を明らかにするように要望していると語った。しかし坂井大臣は「総合的俯瞰的に判断した、人事なので答えない」という従来の答弁を繰り返すのみだった。

第三に、石垣議員は憲法違反の坂井大臣の発言の撤回を迫った。しかし大臣は「学術会議において判断されるだろうと申し上げた」と居直った。石垣議員は、学術会議がどう判断するかではなく、「大臣が特定のイデオロギーを繰り返す会員は解任できていること自体が憲法違反だ」と追及したが大臣はまともに答えず、「学術会議が不適切だと考えれば

解任できるという仕組みを申し上げただけだ」と繰り返し時間切れとなってしまった。

その後反対の立場から国民民主党の竹詰議員が「連日国会前で学者・市民の方が集まって声をあげていることをどう思うか」と坂井大臣に質問した。大臣は「集まっていることは承知している。この法案は学術会議の独立性を高めるものであり、外部からの不当な介入を許容するものではない。」と答えた。大臣にとっては学者や市民の声は「不当な介入」に他ならないことを堂々と発言したのである。それに対し竹詰議員は「学協会の方々は怒りの感情を含めて政府案に反対している。当事者がここまで反対しているのに、政府案を通して機能強化につながらない」と発言した。

共産党井上議員は1943年の政府方針「戦争を唯一の目的として科学を推進する」についての見解をただした。それに対して大臣は「学術会議は戦時下の態度を反省するとした。その総意の理念は新法人に受け継がれる」と答えたのである「それならなぜ前文を削除し、平和の言葉を除いたのか」と井上議員が批判したように、このような欺瞞的な言辞を弄しながら、人々を騙して軍事研究へ突き進むことを許すわけにはいかない。

その後12時過ぎから内閣委員会理事会が開かれ、木戸口議員は、全国の多くの人々がFAXで委員長解任決議案を出して抵抗しると要請したにもかかわらず、あっさり採決を許容してしまった。

再開された委員会で、反対討論に立った石垣議員は5月16日の東京地裁の開示命令にふれ、「審議を通じてこの文書は法解釈に関係するという疑義が生じているので国会に対して開示する責任がある。係争中だから開示できないというのであれば、裁判結果が出るまで審議を中断し、結果が出てから判決を踏まえて審議を再開すべきだ」と訴えた。当然である。政府と司法の判断が反している現状で、国会が政府の言うがままになることは、「国権の最高機関」（憲法41条）としての責任を放棄することである。

その後井上議員、れいわの大島議員が反対討論を行ったが、1時に採決されてしまった。附帯決議(p.6)も採択されたが、法的拘束力は全くない。

【6月10日国会前で委員会採決に抗議の声】

私たちは11時過ぎから続々と集まってこられた市民とともに、小雨の中委員会の議論を生で聞きながら、採決された時点で直ちに抗議の声をあげた。

採決の瞬間の国会の映像と国会前での私たちの抗議の様子をチューズライフプロジェクトが短く報じている。ぜひ見ていただきたい。(1分13秒)

<https://www.youtube.com/watch?v=SB8faH9SpoU>

前日に続いて元文部科学次官の前川喜平さんが駆

け付け、発言された。総がかり行動の高田さん、教特法反対集会を行っていた全教の皆さん、わだつみ会の小野さん、JAL 労組の方、教科研委員長の片岡さん、歴教協の滝口さん、東大の隠岐さんらも発言された。雨が降る中で集まった400名が明日の本会議で採決するなと声をあげた。太田さんによる映像。

<https://www.youtube.com/watch?v=dFCp0dWCm8>

【6月10日 毎日新聞花谷寿人記者の視点】

国会前集会取材しそこに集う人々の思いを汲み取って、花谷記者は連載コラム《街角ことば拾い》のNo.79として6月28日毎日新聞夕刊に《「国会前 命懸けで反対しなかったのか」揺らぐ学問の自由》を書かれた。記録に残す価値があると考え一部を紹介する。全文は下記を。

<https://mainichi.jp/articles/20250628/dtl/k13/040/008000c>

「もう遅い。こんなざまに殺されるなら、なぜ命懸けで（戦争に）反対しなかったのか」太平洋戦争で亡くなった学徒兵、中村徳郎さんは激戦地に向かう直前、部隊まで面会に来た弟に「死んじゃだめだ」と請われ、こう言って悔やんだという。

なぜ命懸けで反対しなかったのか――。同じことばを私は千代田区の国会議事堂前で目にした。雨の降る中、70代男性が傘を差して歩道にしゃがんでいる。携えた段ボールにペンで書かれていた。小学校の元教師。教職員の管理が年々厳しくなるのを肌で感じてきた。「その空気が大学、さらには学術会議にまで及び、権力に対してものが言えなくなってしまう」――

段ボールのことばには、とりでが崩れたあとで悔やんでも遅いという強い危機感がにじむ。だが、男性は「法案への反対の動きが盛り上がるのが遅かった」と語る。なぜ世論が大きくなるとならないのだろう。「学術会議が国民からも若い研究者からも遠いエリート集団になったからだと思います」専門分野の研究を深める一方で、国民生活や社会への視線が薄れてはいなかったか、という指摘だ。

科学は誰のためのものか。菅義偉政権下での会員候補の任免拒否に端を発した一連の問題は、科学者自身にも問いかける。国会前には大型の観光バスが連なり、見学に訪れた小学生の長い行列もできていた。人間の鎖に参加した高齢の主婦が私の肩をたたき「あの子たちの将来の問題なんですよ」と言った。【花谷寿人】



(発言されている隠岐さんの右がわだつみ会の小野さん。国会議事堂見学に訪れた小学生が道路の向こうに。)

《6月10日新潟大学でもスタンディング》

新潟大では、正門前に何年ぶりかで組合の立て看板が立ち、昼休みには組合員・教職員有志でスタンディング。チラシを配布し多くの対話がなされた。



《6月11日10時から国会前で本会議審議を聞く》

雨の中、議員会館前で参議院の審議を聞いた。京都からかけつけられた駒込武京都大学教授が、学術会議法案は総合科学技術イノベーション会議 CSTI の暴走を許す法案であること、京都大学の運営方針会議の議長に三菱重工の現職取締役がついたこと、京大はイスラエルの虐殺に加担する大学になりかねないことなどを訴えられた。

その後総がかり行動の高田さんら 11 名の市民の方が発言された。途中、参議院本会議で学術会議法案の前に採決される給特法法案に対する共産・吉良議員の反対討論を聞き、学術と教育が共に危機にある中で連携して闘うことの重要性を改めて感じた。

学術会議法案の審議は 11 時 40 分から始まり、一人 10 分の討論（立憲：石垣、維新：柴田、国民：竹詰、共産：井上）に耳を傾けた。以下、歴史的採決における発言の一部を記録に留めておく。

【立憲 石垣のりこ議員】

政府どのような考えの下で六名の会員の選別を行い任命拒否に至ったのかを明らかにせずに、特殊法人という独立した組織形態になるから政府が干渉することはないなどというのは、片腹痛いへ理屈であります。…東京地裁の判決でも、学術会議の会員の任免権に関わる法解釈の変更について、検討の過程を公にすることで得られる公益性は極めて大きいと指摘されています。…公開されると政府にとって都合な真実が明らかになることを恐れているからではありませんか。…行政監視の責務を負う国会、とりわけ国民の代表である国会議員に対しては、黒塗り部分を開示する義務が政府にはあるはずです。…国民主権、議会制民主主義が余りにも軽んじられていることに危機感を覚えます。

【日本維新の会 柴田巧議員】

学術会議は、設立以来、かたくなに軍事目的の研究に反対する立場を続けてきました。しかし、そのことが科学技術一般の進歩の妨げになってきたのは間違いありません。令和四年になって、ようやく学術会議は、軍民共用、いわゆるデュアルユースとそうでないものとに単純に二分することは困難との新たな見解

を示しましたが、その後、大学から防衛省へのデュアルユース研究の応募が増えたことから、学術会議が大学の研究を実質的に阻害してきたことは明らかであり、それまでの研究の遅れを思うと大変遺憾であります。今後は、大いに防衛技術の研究に貢献し、我が国の安全保障、平和の維持のために科学の力を発揮すべきだと強く求めています。

【国民民主党・新緑風会 竹詰仁議員】

当事者である日本学術会議が理解、納得しないままに進めても、いずれうまくいかなくなると思われ、日本学術会議の機能を強化できなければ本末転倒という結果を招きかねません。全国の学会、例えば、日本物理学会、日本心理学会、日本社会学会、日本法社会学会など主要な学会などが本法案には反対の声明を出しています。政府対学術会議、政府対学会のような構図は避けるべきです。…真摯な協議を粘り強く積み重ねることで、政府と学術会議の双方が納得する解を見出せるのではないのでしょうか。このまま突き進むのは大きなリスクとなる気がして仕方ありません。…任命拒否問題の情報開示をし、説明をし、学術会議と政府との信頼関係を再構築した上で、本法案はやり直すべきことを改めて指摘し、反対討論いたします。

【日本共産党 井上哲士議員】

1949 年の日本学術会議の発会式の祝辞で、当時の吉田茂首相は、戦争を永遠に放棄し、平和的文化国家として新しい日本を建設することを決意し、科学の振興を通じて、世界の平和と人類社会の福祉に貢献するという国家的要請に応えて設立されたと述べています。そのために、時々の政治的便宜のための制肘を受けることのないよう高度の自主性が与えられている、こう吉田総理が述べているんです。

政府が本法案を提出したことは、科学を軍事に従属させ、目先の経済的利益追求に貢献させようという政府の立場が、科学者の総意の下に、科学を平和と人類社会の福祉に貢献させるという日本学術会議の憲法に基づく理念と矛盾しているからにほかなりません。そのことは、法案が現行法の前文を削除したことに示されています。政府は、前文の理念は法案の目的に置き換えられたとし、前文の平和的復興という言葉は法案の経済の健全な発展という目的に含まれているという、驚くべき答弁をしました。まさに平和の理念を投げ捨てるものです。

軍事研究推進を叫ぶ煽動者としての維新の発言に怒りの声があがり、一方、立憲、国民、共産の真摯な反対意見には共感の拍手が起こった。（参議院テレビ 11 日の本会議映像のうち、2 時間 14 分から 56 分まで学術会議審議）午後 0 時 21 分、本会議採決が行われ、自民、公明、維新などの賛成 157、立憲・

社民、国民民主、共産、れいわなどの反対 76 で可決、成立してしまった。市民 150 名は、国会議事堂へ向



かい怒りを込めたシュプレヒコールを繰り返した。

戦争に協力した反省をふまえ、政府から独立し、平和と人類の福祉を目的として科学者の総意で結成された日本学術会議は、ついに廃止されてしまう。日本の学術の将来を決める法案であるにもかかわらず、衆参ともにわずか 10 数時間の、熟議とは程遠い空疎な議論だった。更に坂井大臣の憲法違反の暴言も撤回されず、東京地裁が違法と断じたにもかかわらず、黒塗りも開示されなかった。学問の自由だけでなく、民主主義の根幹が危ういと暗澹たる思いだった。

本会議後、共産の井上議員と立憲の杉尾議員が駆け付けられた。反対討論に込めた思いと今後の決意を語る井上議員、法案を阻止できなかったことを涙ながらにお詫びする杉尾議員、両氏に大きな拍手がおこった。



その後今後の取り組みへの決意を、前川元文部科学次官、片岡教科研委員長、栗田学術会議前期会員がそれぞれ語られた。

前川さんは総理直属の CSTI の上山氏らが政府の意向を受けて学術会議解体に動いたことをしっかり見据え、戦争のために科学者を動員する国にしないために、具体化の動きを一つ一つ潰していこうと訴えられた。また東大農学部の学生が、現在の事態は現場の取り組みの弱さがもたらしたもので、これから大学内でこの問題について学生や教員と話しあうと語られ、たのもしかった。

私(小寺)からは個人的見解として 6 点提起した。

1. 学問の自由だけでなく、言論の自由も法治主義も脅かされており、民主主義が危機に瀕している。すべての市民の問題として地域や職場で提起しよう。
2. 東京地裁での任命拒否理由開示訴訟、今後東京高裁で闘われる 2018 年文書黒塗り開示訴訟の二つを支援しよう。勝てばこの法律の根幹を突き崩す。
3. 前川さんの提起のように、学術会議法の具体化、来年に向けた人選をチェックし、問題点を指摘する。
4. 学術会議が解体されることで軍事研究への歯止めがなくなる。市民が地域の大学をチェックし、やめるよう働きかけていくことが重要。
5. この取り組みは、学者が直接行動に参加し、市民と共同した点で画期的だった。今後、政権に忖度する学者が増えるかもしれない。市民の側から市民の立場に立つ学者との連携を強めることが大切。
6. 都議選、参議院選で学術会議法に賛成した政党を追い落とし、学術への敬意を持つ議員を増やすことで、将来の廃止への展望を切り開いていきたい。

(太田さんによる 3 時間余の映像をご覧ください。)

https://www.youtube.com/watch?v=uvzfphH-h_c

《6 月 11 日 札幌で成立に抗議して行動》

30 数人が参加し日本学術会議法の可決に抗議する宣伝行動を夕方、JR 札幌



駅北口広場で行った。HTB 北海道テレビが取材し、ニュース報道を流した。

《学協会、弁護士会、市民団体などの声明》

下記の大学フォーラム URL を開くとさまざまな資料・映像が載っている。その下にスクロールすると、寄せられたすべての声明が、声明文のリンク付きで掲載されている。
<https://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/scjinforporation2025/>

《隠岐さや香教授の迫力ある訴え 第 2 弾》

SNS で話題になった隠岐さんのショートムービー続編、3 分 12 秒です。ぜひご覧ください。



軍軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>
軍学共同反対連絡会事務局 メール pokopeace@gmail.com 小寺